

(保 24)

平成28年4月20日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

松本純一

平成28年度から実施する施設基準の適時調査の運用見直しについて

適時調査は、「指導大綱」に基づいて実施されている「指導」ではなく、あくまでも施設基準を確認するための「調査」と位置付けられています。しかしながら、現場では施設基準以外の算定要件に関わる部分まで確認している地域があると聞きます。その場合、算定要件を確認するには診療録の内容確認等がともなうため、当然、個別指導と同様に学識経験者としての立会者が必要になると考えております。そしてそもそも「適時調査」と称して「個別指導」的な調査が行われていることについて、日本医師会として明確に反対するものであります。

平成28年度から実施する指導の運用見直しにつきましては、平成28年3月28日付け（保203）にてご連絡申し上げましたが、今般、施設基準の適時調査の運用見直しについて、全国統一ルールでの実施を目的に、下記のような対応を行うこととなりましたので、ご連絡申し上げます。

今回の運用見直しにより、医療現場に問題が発生した場合には、日本医師会までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

なお、平成28年熊本地震による被災地およびその周辺では、指導、監査、適時調査等の実施を無理に行うことのないよう厚生労働省当局に申し入れておりますことを申し添えます。

適時調査には、自主返還期間や書類提出から確認まで膨大な時間がかかっている等の問題があります。また、行政として、施設基準の内容や解釈について、懇切丁寧に、頻繁に、医療機関に対して説明・周知の責任を全うすべきであります。

引き続き厚生労働省当局と運用見直しの協議を進めて参る所存でありますので、ご指導の程よろしくお願いいたします。

記

(1) 対象医療機関

当分の間、原則病院（医科）を対象とする。

特定共同指導、共同指導等において施設基準を確認された場合は適時調査を実施したものとみなす。

(2) 自己点検の導入

各施設基準の届出事項について、毎年7月1日現在において届出要件を満たしているか否かを医療機関が自己点検して7月31日までに報告する方式に変更する。

(3) 調査項目の重点化

調査項目の重点化を図るため、確認する施設基準を軽減させる。

(4) 事前提出資料等の明確化

調査当日の負担軽減を図るため、書類を事前に提出し、できる限り事前作業で確認し、不整合の内容について調査当日に確認する。

また、当日の調査に必要な資料等のリストを事前に提示する。

(5) 実施通知の早期発出

調査日の3週間前を「1か月前」に早めて通知を送付する。

(6) 調査時間

調査時間は概ね半日程度（約3時間）以内を標準として実施するが、確認する施設基準が多い等の場合は必要に応じて延長も可能とする。